

# 令和8年度 第1回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年5月25日（月）18時30分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

## 1. 開会

## 2. 市長挨拶

## 3. 会長挨拶

## 4. 新委員の紹介

資料1

## 5. 副会長の選任について

## 6. 委員からの質疑への説明

(1)埋立方式に関する許可基準等について

(2)埋立地法面へのブロック積みの可否について

## 7. 確認・報告事項

(1)覚書について

資料2

(2)視察について

(3)アドバイザー就任について

## 8. その他

## 9. 閉会

## 令和8年度 黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 委員等名簿

## ◎委員

No.	氏名	摘要
1	■■■■■■■■■■	黒川町区長会会長（浦分区長）
2	■■■■■■■■■■	黒川町区長会副会長（名村団地区長）
3	■■■■■■■■■■	黒川町区長会副会長（塩屋区長）
4	■■■■■■■■■■	黒川町生産組合長会会長（長尾区長）
5	■■■■■■■■■■	黒川町生産組合長会副会長（牟田区長）
6	■■■■■■■■■■	黒川町区長会監事（清水区長）
7	■■■■■■■■■■	黒川町老人クラブ連合会会長
8	■■■■■■■■■■	黒川町民生児童委員会会長
9	■■■■■■■■■■	黒川町家読連絡会会長
10	■■■■■■■■■■	黒川町スポーツ協会副会長
11	■■■■■■■■■■	黒川町交通安全協会会長
12	■■■■■■■■■■	黒川町こども会育成会会長
13	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会会長（木須西区長）
14	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会副会長（漁港区長）
15	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（本瀬戸区長）
16	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（中通区長）
17	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（早里区長）
18	■■■■■■■■■■	牧島地区区長会（釘島区長）
19	■■■■■■■■■■	牧島スポーツ協会会長
20	■■■■■■■■■■	牧島のカブトガニとホタルを育てる会会長
21	■■■■■■■■■■	牧島小学校育友会会長
22	■■■■■■■■■■	牧島こども園保護者代表
23	■■■■■■■■■■	伊万里市消防団伊万里分団（牧島地区代表）
24	■■■■■■■■■■	漁港釘島地区住民の会

◎市議会議員

松尾 真介	市議会議員
塚本 博幸	市議会議員

◎調整

長野 浩	牧島コミュニティセンター長
力武 浩和	黒川コミュニティセンター長

◎事務局

新	野中 信守	市民交流部長
新	松尾 貞裕	環境政策課長
	久保田 弘平	環境政策課副課長

## 黒塩地区廃棄物最終処分場設置計画に係る覚書

黒川町（以下「甲」という。）と牧島地区（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）、肥前環境株式会社（以下「丁」という。）及び大栄環境株式会社（以下「戊」という。）は、丁が伊万里市黒川町黒塩地区に設置する廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の計画に関し、次のとおり覚書を締結する。

### 1. 建設工事関係

#### ①着工前の説明

丁は、処分場の建設工事の着工前に甲及び乙の住民に対して、工事内容、工程等の説明会を開催するものとする。

#### ②安全対策

丁は、処分場の建設工事において関係法令の遵守とともに、作業並びに機械及び車両の安全対策の徹底を図るものとする。

#### ③環境保全対策

丁は、処分場の建設工事における作業並びに機械及び車両による騒音、振動及び粉じんの発生を抑制し、濁水及び土砂流出対策を図るものとする。

#### ④事故発生時の措置

丁は、処分場の建設工事において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に影響を及ぼすおそれのある事故発生時には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

#### ⑤苦情等への対応

丁は、処分場の建設工事における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

### 2. 処分場の管理運営

#### ①取り扱わない廃棄物

丁は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき佐賀県から許可を受けた処分場で処理する廃棄物の種類のうち、動物のふん尿及び動物の死体は取り扱わない。

#### ②環境への配慮

丁は、処分場における騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防ぎ、周辺住民の生活環境とともに、周辺地域の自然環境及び伊万里湾の海域環境に配慮するものとする。

### ③放流水の水質基準

丁は、処分場からの放流水について、第4項第1号に定める環境保全協定で定める水質基準以下とするものとする。

### ④運搬車両への指導

丁は、処分場への廃棄物運搬車両について、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないよう指導するものとする。

### ⑤景観対策

丁は、処分場に埋め立てる廃棄物がごみの山に見えないよう景観対策を行うものとする。

### ⑥放流水等の検査結果

丁は、処分場からの放流水等の検査結果証明書を検査機関から受領後速やかに丙にその写しを提出するものとする。

### ⑦立入調査

丁は、必要な限度において、甲、乙又は丙からの処分場の立入調査に応じ協力するものとする。

### ⑧異常発生時の措置

丁は、処分場において、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある異常が発生した場合には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲、乙及び丙に報告するものとする。

### ⑨苦情等への対応

丁は、処分場の管理運営における苦情等に対して真摯に対応するものとする。

## 3. 地域振興関係

### ①市内事業者への発注等

丁は、処分場の建設工事について、優先して伊万里市内の事業者への発注・下請けを図るものとする。

### ②従業員の地元採用

丁は、処分場で雇用する従業員について、優先して甲及び乙の住民を採用するものとする。

### ③地域行事への協力

丁は、地域行事等について、可能な範囲において甲及び乙に協力するものとする。

#### **④地域振興策**

丁は、埋立て中及び埋立て完了後の地域振興策について、真摯に応じ、甲、乙及び丙と十分に協議するものとする。

### **4. 環境保全協定等**

#### **①環境保全協定の締結**

甲、乙、丙、丁及び戊の5者による環境保全協定を締結し、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域の保全を図るものとする。

#### **②管理運営等に係る報告**

丁は、処分場の建設工事の進捗や処分場稼働後の放流水の水質検査結果等を含む管理運営の状況について、甲、乙及び丙に対し定期的に報告するものとする。

#### **③損害賠償責任**

丁は、処分場の建設及び運営に起因し甲、乙又は丙に損害が発生したときは、その損害について誠意をもって賠償する。

#### **④処分場等の変更**

丁は、運用開始後に処分場の施設及び設備の改良若しくは変更（軽微なものを除く。）又は処分場で処理する廃棄物の種類の変更を行う場合は、事前に甲、乙及び丙と協議を行うものとする。

#### **⑤環境保全協定等の履行**

丁は、本覚書及び第1号に定める環境保全協定に定める事項について、誠実に履行するものとし、戊は、丁の履行責任を連帯して負う。